

令和5年第11回野洲市農業委員会
総会議事録

令和5年11月10日開催

野洲市農業委員会事務局

令和5年第11回野洲市農業委員会総会議事録

令和5年11月10日午前9時30分より野洲市総合防災センター2階研修室において、令和5年第11回野洲市農業委員会総会を開催する。

出席委員は、下記のとおり。

1. 出席委員

- | | | |
|-----|----|-----|
| 1番 | 野洲 | 秀一 |
| 2番 | 針本 | 一春 |
| 3番 | 北中 | 良夫 |
| 4番 | 井上 | 輝子 |
| 5番 | 中濱 | 佳久 |
| 6番 | 橋本 | 高明 |
| 7番 | 森 | 恒仁 |
| 8番 | 田中 | 靖志 |
| 9番 | 角出 | 昇 |
| 10番 | 北浦 | 一宏 |
| 11番 | 木村 | 二郎 |
| 13番 | 米澤 | 博 |
| 14番 | 井狩 | 憲一 |
| 15番 | 辻 | 美智子 |
| 16番 | 島村 | 平治 |
| 17番 | 清水 | 稔 |
| 18番 | 山本 | 芳隆 |
| 19番 | 岩井 | 正男 |
| 20番 | 青木 | 章 |
| 21番 | 川東 | 静佳 |
| 22番 | 石塚 | 健一 |
| 23番 | 小森 | 喜一 |
| 24番 | 廣瀬 | 久雄 |
| 25番 | 山田 | 富男 |
| 26番 | 立入 | 三千男 |

2. 欠席委員

- | | | |
|-----|----|----|
| 12番 | 市木 | 和雄 |
|-----|----|----|

会議に参与したる職員

農業委員会	事務局長	西野 智
	主 幹	竹中 宏

	主任	保智 翔太
	主任	松本 真紀子
農林水産課	主任	中川 大貴
	主事	亀井 茜里

議長 開会挨拶

議長 みなさま、おはようございます。

本日は総会后、運営委員会と農地部会を開催しますので、総会につきまして、議事がスムーズに執り行われますよう、みなさまのご協力をよろしくお願い申し上げます。

ただいま出席委員は25名であります。

欠席は12番 市木 委員です。

よって本総会が成立いたしました。

ただいまから、令和5年第11回農業委員会総会を開催します。

これより、日程に入ります。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

第9番 角出 委員、第10番 北浦 委員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について、本会期は、本日1日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議第38号から議第42号の5案を上程します。

議第38号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 では、議第38号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可することについてをご説明いたします。

案件は1件です。

議案書の2ページをご覧ください。資料は別紙Aの1ページから2ページになります。

北 字 ●●●番、登記地目、現況地目ともに田、面積 2,562㎡について、譲渡人 ●●●氏から、譲受人 ●●●氏へ、経営拡大のため売買により所有権の移転をされるものです。

譲受人の●●●氏は、長年申請地を●●●氏の父から借りて耕作をされてきました。●●●氏は、今後も自身で耕作される見込みもなく、農地を手放したいと考えられ、かねてより耕作をされてきた●●●氏に売買を打診したところ、●●●氏がこれを了承されたため、今回の申請に至っております。

申請にあたり、提出された営農計画書の内容は、別紙Aの1ページ目 調査表に転記していますのでご確認ください。

●●●氏は今回の申請地を含め、現在5haの農地を耕作されています。

また、水稻の作付けに必要な田植え機や収穫に必要なコンバインなどは既に所有されています。

今後も農地を拡大し、農業を続けていきたいという意向であることから、●●●氏の耕作が可能であると判断し、申請を受け付けております。

別紙Aの1ページの調査表をご覧ください。

譲受人の●●●氏に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。

事務局からの説明は以上になります。

議長 続きまして、意見委員の説明を求めます。第18番 山本 委員お願いします。

山本委員 18番 山本です。北の案件について説明します。

事務局から説明があったとおり、●●●さんは長年この申請地を●●●さんから借りて耕作されてきました。

この度、●●●さんが農地を手放したいと考えられ、耕作者の●●●さんに売買を持ち掛けられたところ、話がまとまりました。

●●●さんは、既に多くの農地を耕作されておられ、耕作に必要な機械も実績も十分にお持ちです。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
5番 中濱委員。

中濱委員 営農計画書が別紙で添付されているのですか。

事務局 営農計画書の内容を、別紙の調査票に転記しています。営農計画書に記載されている項目を確認していただけるように、今回から調査票の情報を追加して作成しています。

議長 他にご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第38号の採決に入ります。お諮りいたします。

議第38号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認めます。

よって議第38号は許可することに決定いたしました。

続きまして、議第39号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議第39号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてをご説明いたします。

案件は1件です。議案書の3ページをご覧ください。資料は別紙Aの3ページから6ページになります。

比江 字 ●●●番 登記地目、現況地目ともに畑、他1筆 合計65㎡について、申請人の●●●氏から、既存宅地にするため、転用の申請があったものです。

申請地の2筆は、登記簿は存在していたものの、公図上に申請地の地番の記載が無く、長年所在地が不明の状態でした。この度、地籍調査を実施され、所在地の確定と公図の訂正を法務局で行われましたが、住宅敷地に農地が含まれていることが判明したため、今回顛末案件として、転用の申請に至っています。

現地確認の結果、農地に回復することも困難であることから、顛末案件として申請を受け付けております。

別紙Aの3ページの調査表をご覧ください。

農地法第5条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。申請地の農地区分については、市街地の区域内にある第3種農地と判断します。その他の項目についても記載のとおりです。

事務局からの説明は以上です。

議長 続きまして、意見委員の説明を求めます。第4番 井上 委員お願いします。

井上委員 4番 井上です。比江の案件について説明します。

事務局からの説明があったとおり、申請地は長年宅地の一部として利用されており、現在の状況に合うよう今回転用申請をされたものです。

皆様のご審議をよろしくお願いたします。

議長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第39号の採決に入ります。お諮りいたします。

議第39号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認めます。

よって議第39号は許可することに決定いたしました。

続きまして、議第40号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議第40号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてご説明いたします。

案件は2件ですが、関連性があるため、一括して説明させていただきます。

議案書の4ページをご覧ください。資料は別紙Aの7ページから18ページになります。

まず1件目です。

三上 字 ●●●番 登記地目、現況地目ともに田、面積866㎡のうち、301.65㎡は●●●氏 他1名が、496.89㎡は●●●氏が、貸人の●●●氏との使用貸借により、分化住宅にするために転用するものです。

分化住宅とは、市街化調整区域に建築することが認められている住宅の1つで、土地の所有者と過去に同居していた親族が、同じ集落内の将来相続によって取得が確実な土地に建築する自己用一戸建て専用住宅のことです。なお、分化住宅の「分化」とは、親世帯から子世帯が「分化」することからきています。

貸人の●●●氏と借人の●●●氏と●●●氏は親子関係にあり、2人は兄弟関係にあります。将来の両親の介護のために、実家の近くに家を構えたいと思い、分化住宅として適地を探していたところ、道路に隣接する申請地が適地であるとして申請されました。

この1筆の農地に、●●●氏と●●●氏の住宅をそれぞれ建築されることとなります。

それぞれの申請地の周囲のうち、北東側にはL型擁壁を、そのほかの周囲にはコンクリートブロック積みを設け、雨水や土砂が周辺に流出しないよう整備されます。

敷地内の雨水排水について、1件目の案件は路面の傾斜を利用して東側の雨水枡へ流れる計画です。2件目の案件は路面の傾斜を利用して西側の雨水枡へ流れる計画です。したがって、農地への影響は無いものと考えております。

なお、今回866㎡の農地のうち、2件の転用の面積を除いた残りの西側の部分については、後ほど田畑転換の申請をされ、畑として利用される予定です。

別紙Aの7ページと13ページの調査表をご覧ください。

農地法第5条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地の農地区分については、住宅の用に供する施設が連たんしている区域に近接する区域内にある第2種農地であり、代替地がないものと判断します。その他の項目についても記載のとおりです。

事務局からの説明は以上となります。

議長 続きまして、意見委員の説明を求めます。1件目、2件目について、第12番 市木委員が欠席されておりますので、事務局よりお願いします。

事務局 市木委員が欠席されているため、事務局で代読させていただきます。

12番 市木です。三上の案件について説明します。

事務局からの説明があったとおり、申請地は、今回住宅を建築される●●●さんたち兄弟の父親が所有する田になります。

●●●さん兄弟は生まれ育った集落で、実家にも近い土地で住宅を構えて生活していきたいと考えられ、申請地の転用を申請されました。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第40号の採決に入ります。お諮りいたします。

議第40号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認めます。

よって議第40号は許可することに決定いたしました。

続きまして、議第41号 農用地利用集積計画について、を議題とします。

この案件につきましても、農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限に基づき、利害関係者は議事に参与することができないということで、所有権移転関係の方および貸借関係の方につきましてはご退席をしていただくことで進めます。

第2番 針本委員、第12番 市木委員、第18番 山本委員、第23番 小森委員に退席を求めます。

そして、本職も退席します。

これに伴い、この案件の議事の進行は、第8番 田中職務代理者をお願いします。

臨時議長 では野洲市農業委員会総会会議規則 第6条第2項の規定により、職務代理者の私が議長の職務を行います。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の5ページをご覧ください。資料は別紙Bになります。
議第41号 農用地利用集積計画についてをご説明いたします。
当議案は、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律 附則第5条第1項の規定により作成された、農用地利用集積計画について、本委員会の決定を求めるため、提出されたものです。
内容は、別紙明細書のとおりです。先だって議案書と共に郵送いたしました利用権設定の明細書をご覧ください。
利用権が設定されたのは、合計99件 232筆 462, 234㎡です。
所有権が移転されたのは、合計1件 1筆 1, 064㎡です。
なお、所有権移転につきましては、農林水産課の担当よりご説明させていただきます。

農林 農地利用集積計画のうちの、所有権移転について説明させていただきます。
水産課 案件は1件です。
1件目は所有権移転を受ける者は野洲市●●●番地、●●●氏です。
所有権を移転する者は、野洲市●●●番地、●●●氏です。
所有権を移転する土地は、野洲市●●●番、現況地目 田、面積1, 064㎡、所有権を移転する日は令和5年11月28日です。
売買金額は1筆合計●●●円です。
所有権移転を受ける者が備えるべき要件については、議案書のとおり全て満たされており
ます。
以上1件、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

臨時議長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
5番 中濱委員。

中濱委員 資料のどの部分の説明行っているのかが、追いついていない。確認しながら進行してほしい。

臨時議長 他にご質疑ございませんか。
3番 北中委員。

北中委員 3番 北中です。
集積計画に記載されている変動対応、実勢賃借料に準ずるというのはどういう意味ですか。

事務局 変動対応は毎年の賃借料について、その年の状況によって金額を協議されるものです。
実勢賃借料に準ずるというのは、毎年農業委員会で公表されている野洲市の農地の賃

借料の平均額に準ずるという意味になります。

臨時議長 他にご質疑はございませんか。

14番 井狩委員。

井狩委員 14番 井狩です。

利用権設定の申請については、申請書類に不備がなければ受付けているというのが実態です。賃借料については何も指導が入ることはありません。そのなかで実勢賃借料に準ずるというような申請も未だに見受けられます。

(中 略)

耕作者のことを考えると金額について、市でも指導をするべきではないか。実勢賃借料の公表についても前年踏襲でやっていることに問題があるのではないか。

農林 利用権設定の申請につきましては、耕作者、所有者で双方の同意のもと設定された内容が申請されていると認識しています。

水産課

賃借料につきましても、お互いに同意されている訳ですからその点について市から指導はさせていただくことはありません。指導する根拠法令もありません。

実勢賃借料につきましては、農業委員会で対応されていますので、農業委員会事務局に確認してください。

事務局 実勢賃借料につきましては、毎年、前年度の賃借料の平均額を公表しているものです。来月の農政部会で実勢賃借料について協議を行う予定ですので、その際にご意見いただければと思います。

井狩委員 同じように農政部会で話しても意味がない。いつまでも市で反8,000円と言っている考え方自体を変えないと、何も変わらない。

事務局 市(農業委員会)から賃借料が1反8,000円ですと言っている訳ではありません。昨年度の賃借料の統計を取り、その結果を公表しているだけです。

井狩委員 それを理解した上で意見している。

中濱委員 井狩委員は現在の賃借料が高いとお考えなのでしょうか。

井狩委員 高いと考えている。

臨時議長 議論が脱線していますので、議案に関する意見や質問をしていただくようお願いいたします。

井狩委員 もっと農業委員会で問題意識を持って議論しなければいけない。継続審議を求める。

事務局 この場合は議案に関する質疑応答を行う場ですので、それ以外の内容につきましては別に機会を設ける等、対応を検討させていただきます。
議案内容について審議してください。

臨時議長 ご質疑はございませんか。
ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより議第41号の採決に入ります。お諮りいたします。
議第41号について賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手多数)
挙手多数と認めます。
よって議第41号は原案どおりと決定いたしました。
退席された針本委員、市木委員、山本委員、小森委員、そして立入会長は自席へお戻りください。
針本委員、市木委員、山本委員、小森委員、立入会長の5名に報告いたします。
只今議題になっております、議第41号は可決決定いたしました。
以上で、議長の職を交代させていただきます。

議長 続きまして議第42号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、を議題とします。
それでは、事務局の説明を求めます

事務局 議案書の6ページをご覧ください。資料は別紙Cになります。
議第42号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてをご説明いたします。
当議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19号第3項の規定により作成された、農用地利用集積等促進計画案について、本委員会の意見を求めるため、提出されたものです。先だって議案書と共に郵送いたしました農用地利用集積等促進計画の案の明細書をご覧ください。詳細につきましては、農林水産課の担当よりご説明いたします。

農林 農用地利用集積等促進計画(案)について説明させていただきます。
水産課 今回、(案)を意見聴取している農用地利用集積等促進計画とは、農地中間管理事業における農用地の貸借申請により、農地中間管理機構が、貸借契約の権利設定を行うため作成するものです。
促進計画(案)は、法第18条第3項に基づき、農業委員会から意見を聴取し、機構へ提出することとなっておりますので、別紙の促進計画(案)について、本日の総会

にて意見聴取をさせていただきます。

また、添付の促進計画（案）の2ページ目については、機構を通じた貸借の耕作者の変更に係る計画（案）となっています。

機構を通じた貸借の耕作者変更については、機構で変更を受け付けた後、通常の権利設定と同様のスケジュールで農業委員会から意見聴取をする必要があるため、今回の総会にて併せて意見聴取をさせていただきます。

それでは、促進計画（案）をご確認いただき、ご意見がありましたらお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

14番 井狩委員。

井狩委員 中間管理機構が機能していない。賃料の受け渡しだけを事務的に行っているだけ。本来、機構が担っていかなければいけない事が出来ていない。意見として申し上げる。

議長 ご質疑はございませんか。

（挙手なし）

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それではこれより議第42号の採決に入ります。

お諮りいたします。

議第42号を意見なしとして原案のとおり、認めることについて賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

挙手多数と認めます。

よって、議第42号は議案どおりと決定いたしました。

以上で、本日の議事案件の審議は終了いたしました。

続きまして、日程第4 報告案件にはいります。

報告第24号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について、を議題とします。それでは、事務局の報告を求めます。

事務局 報告第24号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告についてをご説明いたします。

議案書7ページをご覧ください。資料は別紙Aの19ページになります。

案件は1件です。

西河原 字 ●●●番、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積76㎡について、所有者の●●●氏から、車庫に転用するために届出があったものです。長年、車庫の敷地として利用されてきましたが、地籍調査で地目が畑のままであることが分かり、顛末案

件として転用の届出がなされました。
事務局からの説明は以上です。

議長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。
ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
続きまして、報告第25号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について、を議題とします。
それでは、事務局の報告を求めます。

事務局 報告第25号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告についてをご説明いたします。
議案書の8ページをご覧ください。資料は別紙Aの20ページになります。
案件は1件です。
市三宅 字 ●●●番、登記地目、現況地目ともに畑、面積288㎡について、譲渡人 ●●●氏から、譲受人 ●●●氏へ、売買により一戸建て専用住宅に転用するため届出があったものです。
事務局からの説明は以上となります。

議長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。
ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
これをもって、報告案件は終了いたしました。
以上をもちまして、令和5年第11回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 10時 35分